

# 障害者雇用状況調査結果の概要

( 平成 30 年 6 月 1 日現在 )

厚生労働省島根労働局職業安定部

---

## 目 次

はじめに .....	1
民間企業における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	2
2 企業規模別の雇用状況 .....	4
3 産業別の雇用状況 .....	4
4 実雇用率階級別の企業分布状況 .....	6
5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 .....	7
6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 .....	8
7 公共職業安定所管内別の雇用状況 .....	9
国、地方公共団体等における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	10
2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 .....	10
参 考	
1 島根県における障害者の状況 .....	13
2 障害者の職業紹介状況 .....	14
3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 .....	15
4 障害者の法定雇用率について.....	17
5 除外率一覧表 .....	18

---

# はじめに

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、障害者雇用率制度を設け、事業主等に一定数以上の対象障害者を雇用することを義務付けており、この法の適切な運用を図るためには、障害者の雇用状況を正確に把握する必要があります。

このため、一定規模以上の事業主等は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況を公共職業安定所長に報告(国、地方公共団体等にあつては、その任命権者等が厚生労働大臣又は労働局長に通報)することとされています。

本書は、平成30年6月1日現在の島根労働局管内における障害者の雇用状況に係る報告を集計したものです。

## <障害者雇用率制度>

### 1 趣 旨

事業主等は、労働者を新たに雇入れ、又は解雇しようとする場合には、その雇用する労働者に占める対象障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上であるようにしなければならぬこととされています。

すなわち、障害者の雇用は常に健常者と同じように確保すべきものとし、原則として事業主等は常態として法定雇用率を達成・維持すべき義務を有することとされています。

### 2 算定基準

現行法においては、平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)が加わり、当該障害者も算定の対象とした「障害者雇用率」が設定されています。

重度身体障害者又は重度知的障害者は1人をもって2人の障害者を雇用しているものとみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者については、それぞれ1人の障害者を雇用しているものとみなされます。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます。

ただし、精神短時間労働者は、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は対象者障害者1人を雇用しているものとみなされます。

#### ○ 法定雇用率

民間企業	}	一般の民間企業 ……	2.2% (常用労働者数45.5人以上規模の企業)
		特殊法人等 ……	2.5% (常用労働者数40.0人以上規模の法人)
国、地方公共団体	}	下記以外の機関 ……	2.5% (職員数40.0人以上の機関)
		都道府県等の教育委員会 ……	2.4% (職員数42.0人以上の機関)

(カッコ内は、1人以上の対象障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模です。)

### 3 法定雇用率の適用と法定雇用障害者数の算定

法定雇用率は、その企業全体を一つの単位(国等の機関は任命権者を単位)として適用されます。

法定雇用障害者数は、「常時雇用される労働者(短時間労働者は0.5人算定)の数から除外率に相当する常時雇用される労働者の数を控除した数」(雇用率算定基礎労働者数)に法定雇用率を乗じた数で、1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数です。

#### ○ 除外率

職務によっては、障害者が就業することが困難であり、一律に法定雇用率を適用することが不適当なものがあることから、障害者の就業が一般に困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種ごとに定められています。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。(詳細は18頁参照)

# 民間企業における障害者の雇用状況

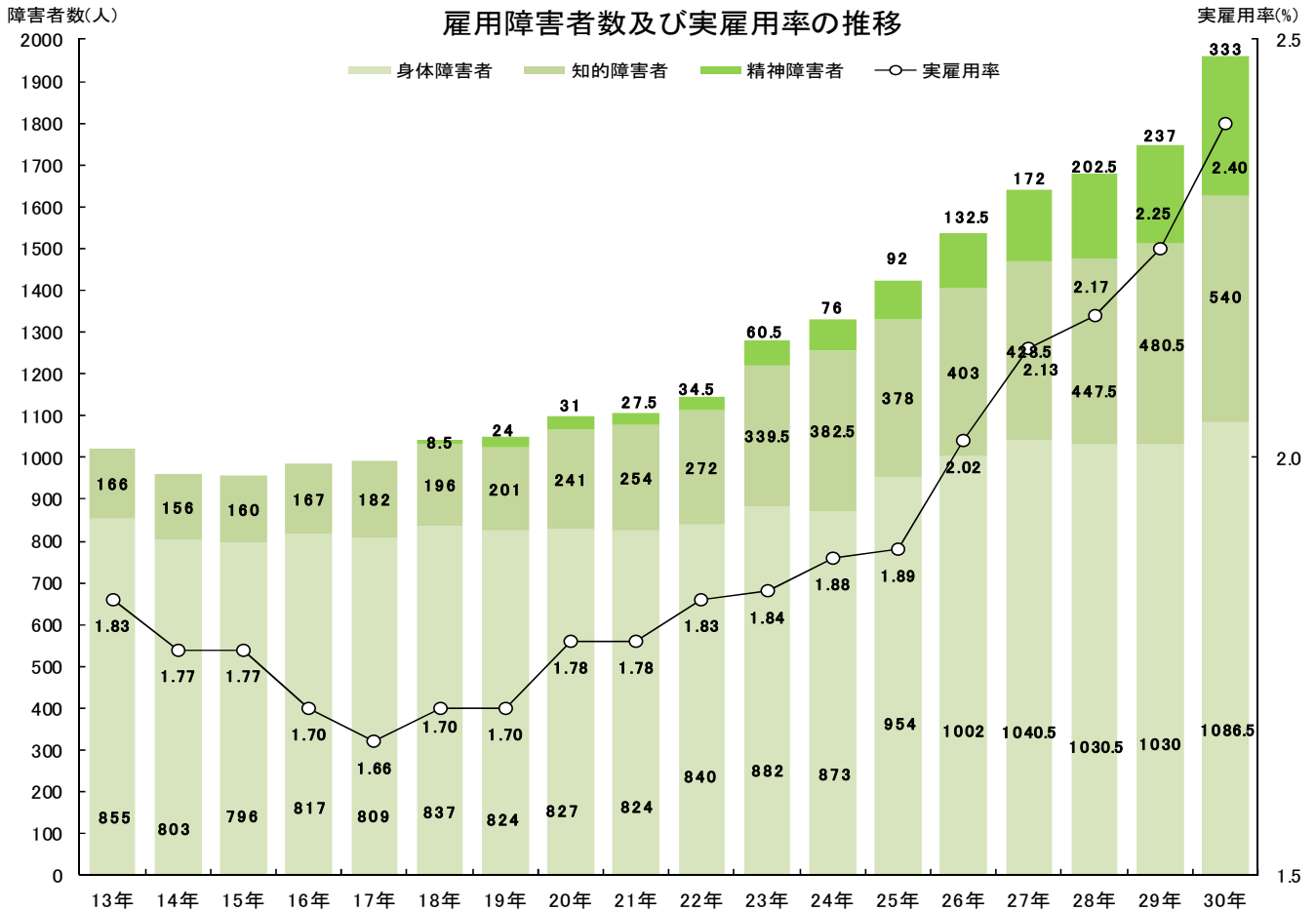
## 1 概況

島根県において、障害者の法定雇用率（以下「法定雇用率」という。）2.2%が適用され、対象障害者を1人以上雇用すべき一般の民間企業（常用労働者45.5人以上規模の企業）は584社、実雇用率算定の基礎となる常用労働者の数は81,550.5人で、企業数は前年より55社、常用労働者数で3,789.5人増加した。一方、雇用されている障害者の数は1,959.5人で前年より212.0人増加した。

この結果、実雇用率は、前年の2.25%から0.15ポイント上昇し2.40%、法定雇用率達成企業の割合は、前年の68.1%から2.2ポイント減少し65.9%となった。

なお、本県における実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに全国平均を上回っている。

【表1-1・1-2】



### <法定雇用率>

1.8%

2.0%

2.2%

注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業)についての集計である。  
注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降  
平成22年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成30年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人または1人でカウント(※))

平成23年以降  
平成29年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※平成27年6月2日以降に雇入れられた者であること。  
平成27年6月2日以降に雇入れられた者で同日以後に  
精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%、平成30年4月からは2.2%となっている。

【表1-1 島根県の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	障 害 者 数											雇用率	雇用率達成企業割合			
	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数			身 体			知 能			精 神				計		
	調査実施企業数	障害者		障害者		障害者		障害者		精神(短)	精神(短)					
		重度	その他	重度(短)	その他(短)	重度(短)	その他(短)	重度(短)	その他(短)							
23	447	240.0	358.0	26.0	36.0	882.0	38.0	232.0	5.0	53.0	339.5	60.5	1,282.0	1.84	280	62.6
24	453	229.0	371.0	22.0	44.0	873.0	42.0	254.0	6.0	77.0	382.5	76.0	1,331.5	1.88	282	62.3
25	519	248.0	403.0	29.0	52.0	954.0	24.0	280.0	5.0	90.0	378.0	92.0	1,424.0	1.89	297	57.2
26	523	256.0	417.0	47.0	52.0	1,002.0	26.0	289.0	7.0	110.0	403.0	132.5	1,537.5	2.02	322	61.6
27	523	273.0	421.0	44.0	59.0	1,040.5	23.0	317.0	5.0	121.0	428.5	172.0	1,641.0	2.13	338	64.6
28	525	274.0	406.0	48.0	57.0	1,030.5	21.0	329.0	5.0	143.0	447.5	202.5	1,680.5	2.17	348	66.3
29	529	279.0	407.0	39.0	52.0	1,030.0	20.0	366.0	12.0	125.0	480.5	237.0	1,747.5	2.25	360	68.1
30	584	298.0	405.0	57.0	57.0	1,086.5	21.0	424.0	7.0	134.0	540.0	333.0	1,959.5	2.40	385	65.9

(単位:社、人、%)

【表1-2 全国の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	障 害 者 数											雇用率	雇用率達成企業割合			
	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数			身 体			知 能			精 神				計		
	調査実施企業数	障害者		障害者		障害者		障害者		精神(短)	精神(短)					
		重度	その他	重度(短)	その他(短)	重度(短)	その他(短)	重度(短)	その他(短)							
23	75,313	79,374.0	115,318.0	6,406.0	7,912.0	284,428.0	12,951.0	37,844.0	2,250.0	5,502.0	68,747.0	13,024.0	366,199.0	1.65	34,102	45.3
24	76,308	81,393.0	116,364.0	7,117.0	9,493.0	291,013.5	13,771.0	40,792.0	2,689.0	7,440.0	74,743.0	16,607.0	382,369.5	1.69	35,694	46.8
25	85,314	84,682.0	120,536.0	8,126.0	11,545.0	303,798.5	14,878.0	45,368.0	3,071.0	9,471.0	82,930.5	22,218.5	408,947.5	1.76	36,413	42.7
26	86,648	87,195.0	123,633.0	8,867.0	12,849.0	313,314.5	16,125.0	48,873.0	3,493.0	11,174.0	90,203.0	27,708.0	431,225.5	1.82	38,760	44.7
27	87,935	89,312.0	125,334.0	9,830.0	13,929.0	320,752.5	17,050.0	53,494.0	3,704.0	12,892.0	97,744.0	34,637.0	453,133.5	1.88	41,485	47.2
28	89,359	92,058.0	125,633.0	10,460.0	14,782.0	327,600.0	17,707.0	58,231.0	3,823.0	14,556.0	104,746.0	42,028.0	474,374.0	1.92	43,569	48.8
29	91,024	94,234.0	126,584.0	10,821.0	15,162.0	333,454.0	18,626.0	63,181.0	4,021.0	15,679.0	112,293.5	50,047.5	495,795.0	1.97	45,553	50.0
30	100,586	98,193.0	129,993.0	11,691.0	16,276.0	346,208.0	19,699.0	68,757.0	4,335.0	17,353.0	121,166.5	67,395.0	534,769.5	2.05	46,217	45.9

(単位:社、人、%)

① 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。(平成30年4月1日から精神障害者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)は、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は対象者1人につき0.5カウントとされます。)

② 法定雇用率は平成30年4月1日に改定 民間企業 2.0% → 2.2% 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上)についての集計である。

## 2 企業規模別の雇用状況 【表2】

実雇用率が最も高いのは500～1,000人未満の2.89%、次いで300～500人未満の2.66%、100～300人未満の2.37%、45.5～100人未満の2.33%、1,000人以上の2.17%、の順となった。

また、1,000人以上規模以外の規模区分で法定雇用率以上となり、すべての規模区分で全国平均を上回った。

平成30年6月1日現在

(単位:社、人、%)

【表2 規模別障害者の雇用状況】

区 分	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	①		島根県	全 国	島 根 県		全 国 達 成 割 合
				うち 重度身体、重度知的障害者(短時間以外)	うち ① 以外の障害者			企業数	達成割合	
45.5～ 100人未満	363 (310)	23,747.5 (21,315.0)	554.0 (426.0)	84.0 (64.0)	377.0 (298.0)	2.33 (2.00)	1.68 (1.60)	240 (211)	66.1 (68.1)	44.1 (46.5)
100～ 300人未満	180 (180)	28,952.0 (28,811.0)	685.0 (638.0)	91.0 (89.0)	486.5 (460.0)	2.37 (2.21)	1.91 (1.81)	122 (126)	67.8 (70.0)	50.1 (54.1)
300～ 500人未満	28 (24)	10,717.0 (9,060.0)	285.5 (237.5)	51.0 (50.0)	181.0 (137.5)	2.66 (2.62)	1.90 (1.82)	15 (12)	53.6 (50.0)	40.1 (45.8)
500～ 1,000人未満	9 (11)	5,871.5 (6,814.0)	169.5 (182.5)	24.0 (26.0)	120.5 (130.5)	2.89 (2.68)	2.05 (1.97)	6 (7)	66.7 (63.6)	40.1 (48.6)
1,000人 以上	4 (4)	12,262.5 (11,761.0)	265.5 (263.5)	69.0 (70.0)	125.5 (123.5)	2.17 (2.24)	2.25 (2.16)	2 (4)	50.0 (100.0)	47.8 (62.0)
規 模 計	584 (529)	81,550.5 (77,761.0)	1,959.5 (1,747.5)	319.0 (299.0)	1,290.5 (1,149.5)	2.40 (2.25)	2.05 (1.97)	385 (360)	65.9 (68.1)	45.9 (50.0)

(注) ( )内は平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

## 3 産業別の雇用状況 【表3】

実雇用率が最も高いのは「農、林、漁業」の3.12%、次いで「医療、福祉」の2.96%、「サービス業(他に分類されないもの)」の2.78%、「製造業」の2.48%の順である。

最も低いのは「鉱業、採石業、砂利採取業」の0.00%、次いで「教育、学習支援業」の0.87%、「情報通信業」の1.04%、「不動産業、物品賃貸業」の1.41%、「学術研究、専門・技術サービス業」の1.51%、「生活関連サービス業、娯楽業」の1.82%である。

法定雇用率達成企業の割合は、「農、林、漁業」の100.0%が最も高く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」の73.8%、「医療、福祉」の73.3%の順である。

最も低いのは、「鉱業、採石業、砂利採取業」の0.0%、次いで「情報通信業」の16.7%、「教育、学習支援業」の25.0%である。

【表3 産業別障害者の雇用状況】

平成30年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

産業別	島根県					実雇用率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	①	②	島根県	全国	島根県		全国達成割合
				うち 重度身体、重度知的障害者 (短時間以外)	うち ①以外の障害者			企業数	達成割合	
農、林、漁業	8 (5)	545.0 (414.0)	17.0 (11.0)	0.0 (0.0)	16.5 (11.0)	3.12 (2.66)	2.40 (2.04)	8 (5)	100.0 (100.0)	59.1 (60.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	54.5 (55.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	1.99 (1.91)	0 (0)	0.0 (0.00)	60.3 (66.1)
建設業	46 (42)	3,753.0 (3,584.0)	83.0 (73.0)	19.0 (14.0)	45.0 (45.0)	2.21 (2.04)	1.82 (1.76)	32 (31)	69.6 (73.8)	45.5 (49.5)
製造業	129 (125)	20,231.5 (19,409.5)	501.5 (467.5)	97.0 (98.0)	302.0 (271.5)	2.48 (2.41)	2.06 (2.02)	92 (96)	71.3 (76.8)	52.1 (57.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	2.18 (2.11)	0 (0)	0.0 (0.00)	45.2 (51.8)
情報通信業	12 (11)	1,302.5 (1,218.0)	13.5 (14.0)	1.0 (2.0)	11.0 (10.0)	1.04 (1.15)	1.70 (1.66)	2 (3)	16.7 (27.3)	25.4 (28.8)
運輸業、郵便業	20 (17)	2,292.0 (2,056.0)	44.0 (36.5)	10.0 (8.0)	24.0 (20.5)	1.92 (1.78)	2.12 (2.04)	11 (9)	55.0 (52.9)	51.9 (55.8)
卸売業、小売業	78 (72)	12,165.5 (12,090.5)	263.5 (242.0)	38.0 (36.0)	180.0 (170.0)	2.17 (2.00)	1.84 (1.78)	47 (41)	60.3 (56.9)	36.2 (39.6)
金融業、保険業	9 (7)	4,334.0 (4,139.5)	91.0 (87.5)	21.0 (20.0)	49.0 (47.5)	2.10 (2.11)	2.03 (1.97)	3 (3)	33.3 (42.9)	35.4 (42.8)
不動産業、物品賃貸業	7 (4)	566.5 (301.5)	8.0 (5.0)	2.0 (1.0)	4.0 (3.0)	1.41 (1.66)	1.67 (1.64)	4 (3)	57.1 (75.0)	31.5 (35.9)
学術研究、専門・技術サービス業	21 (16)	1,727.0 (1,444.5)	26.0 (22.0)	9.0 (6.0)	8.0 (10.0)	1.51 (1.52)	1.78 (1.74)	12 (9)	57.1 (56.3)	31.4 (35.2)
宿泊業、飲食サービス業	25 (23)	2,415.5 (2,001.5)	54.5 (42.0)	5.0 (3.0)	43.5 (36.0)	2.26 (2.10)	1.94 (1.88)	17 (15)	68.0 (65.2)	43.2 (46.2)
生活関連サービス業、娯楽業	20 (16)	1,922.5 (1,662.5)	35.0 (34.5)	6.0 (6.0)	23.0 (22.5)	1.82 (2.08)	2.23 (2.15)	11 (10)	55.0 (62.5)	40.8 (43.0)
教育、学習支援業	12 (10)	916.5 (828.5)	8.0 (10.0)	3.0 (3.0)	2.0 (4.0)	0.87 (1.21)	1.63 (1.59)	3 (3)	25.0 (30.0)	35.2 (40.3)
医療、福祉	150 (135)	19,739.5 (19,012.5)	584.0 (480.5)	75.0 (63.0)	420.0 (354.5)	2.96 (2.53)	2.57 (2.50)	110 (102)	73.3 (75.6)	59.5 (63.0)
複合サービス事業	4 (4)	4,073.0 (4,071.0)	77.5 (86.0)	20.0 (25.0)	37.5 (36.0)	1.90 (2.11)	1.91 (1.88)	2 (3)	50.0 (75.0)	40.1 (46.4)
サービス業(他に分類されないもの)	42 (41)	5,512.0 (5,472.5)	153.0 (136.0)	13.0 (14.0)	125.0 (108.0)	2.78 (2.49)	2.01 (1.95)	31 (27)	73.8 (65.9)	43.7 (47.1)
計	584 (529)	81,550.5 (77,761.0)	1,959.5 (1,747.5)	319.0 (299.0)	1,290.5 (1,149.5)	2.40 (2.25)	2.05 (1.97)	385 (360)	65.9 (68.1)	45.9 (50.0)

(注) ( )内は平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

#### 4 実雇用率階級別の企業分布状況 【表4】

実雇用率階級別の企業分布をみると、法定雇用率（2.2%）未達の階級が357社（構成比61.1%、対前年5.0ポイント減）となっている。（なお、法定雇用障害者数の算定にあたって1人未達の端数は切り捨てることから、当該357社には、法定雇用障害者数を達成していない199社のほか、実雇用率が2.2%未達であるものの法定雇用障害者数は達成している企業158社が含まれている。）

【表4 実雇用率階級別の企業分布状況】

平成30年6月1日現在  
(単位：社、%)

実雇用率 産業別・規模別 企業数計		2.2%未達					2.2%以上					
		0.00～ 0.49	0.50～ 0.99	1.00～ 1.49	1.50～ 2.19	小計	2.20～ 2.99	3.00～ 3.99	4.00～ 4.99	5.00～ 9.99	10.00～ ～	小計
農、林、漁業	8	0	0	2	3	5	0	1	0	2	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
建設業	46	12	2	2	9	25	3	14	2	2	0	21
製造業	129	20	3	17	27	67	17	21	7	15	2	62
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	12	8	0	1	2	11	0	1	0	0	0	1
運輸業、郵便業	20	7	0	2	5	14	3	1	0	2	0	6
卸売業、小売業	78	17	4	10	22	53	15	4	5	1	0	25
金融業、保険業	9	3	1	3	1	8	1	0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	7	3	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	21	8	1	2	5	16	1	4	0	0	0	5
宿泊業、飲食サービス業	25	4	2	2	7	15	4	3	1	2	0	10
生活関連サービス業、娯楽業	20	7	0	3	4	14	1	3	0	2	0	6
教育、学習支援業	12	8	0	0	3	11	1	0	0	0	0	1
医療、福祉	150	21	5	12	43	81	27	19	11	8	4	69
複合サービス事業	4	1	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0
サービス業（他に分類されないもの）	42	7	1	5	12	25	2	6	3	6	0	17
計	584	127	19	61	150	357	75	77	29	40	6	227
構成比 (%)	100.0	21.7	3.3	10.4	25.7	61.1	12.8	13.2	5.0	6.8	1.0	38.9
45.5～100人未達	363	108	5	37	83	233	32	52	16	25	5	130
100～300未達	180	19	11	22	50	102	34	21	11	12	0	78
300～500人未達	28	0	3	2	12	17	4	3	1	2	1	11
500～1000人未達	9	0	0	0	3	3	3	1	1	1	0	6
1000人以上	4	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	2



## 5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 【表5】

法定雇用率未達成企業は199社で、前年より30社増加した。産業別では「医療、福祉」が40社で最も多く、次いで「製造業」の37社、「卸売業、小売業」の31社の順である。

法定雇用率未達成企業全体の実雇用率は1.12%で、前年より0.3ポイント上昇した。規模別にみると、45.5人～300人未満規模に未達成企業が集中している。

【表5 法定雇用率未達成企業の雇用状況】

平成30年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

産業別・規模別	実雇用率 未達成企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	法定雇用義務 障 害 者 数	雇用障害者数	雇用不足数	実雇用率
農、林、漁業	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	54.5 (55.0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.0 (1.0)	0.00 (0.00)
建設業	14 (11)	1,053.0 (920.0)	18.0 (15.0)	2.5 (3.0)	15.5 (12.0)	0.24 (0.33)
製造業	37 (29)	8,759.0 (4,009.5)	181.0 (73.0)	118.5 (34.0)	62.5 (39.0)	1.35 (0.85)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)
情報通信業	10 (8)	1,115.5 (909.5)	22.0 (17.0)	8.0 (7.0)	14.0 (10.0)	0.72 (0.77)
運輸業、郵便業	9 (8)	1,419.5 (1300.0)	28.0 (24.0)	15.0 (14.5)	13.0 (9.5)	1.06 (1.12)
卸売業、小売業	31 (31)	4,072.0 (4,619.5)	77.0 (80.0)	37.5 (40.5)	39.5 (39.5)	0.92 (0.88)
金融業、保険業	6 (4)	1,135.5 (972.5)	22.0 (17.0)	12.0 (12.0)	10.0 (5.0)	1.06 (1.23)
不動産業、物品賃貸業	3 (1)	162.5 (70.0)	3.0 (1.0)	0.0 (0.0)	3.0 (1.0)	0.00 (0.00)
学術研究、専門・技術サービス業	9 (7)	757.0 (718.5)	15.0 (12.0)	2.0 (2.0)	13.0 (10.0)	0.26 (0.28)
宿泊業、飲食サービス業	8 (8)	986.5 (722.5)	19.0 (12.0)	7.5 (4.5)	11.5 (7.5)	0.76 (0.62)
生活関連サービス業、娯楽業	9 (6)	938.0 (671.0)	19.0 (12.0)	5.5 (4.0)	13.5 (8.0)	0.59 (0.60)
教育、学習支援業	9 (7)	674.0 (452.5)	12.0 (7.0)	3.0 (0.0)	9.0 (7.0)	0.45 (0.00)
医療、福祉	40 (33)	5,453.5 (4,963.0)	105.0 (85.0)	61.5 (45.5)	43.5 (39.5)	1.13 (0.92)
複合サービス事業	2 (1)	3,931.0 (251.0)	86.0 (5.0)	74.5 (1.0)	11.5 (4.0)	1.90 (0.40)
サービス業(他に分類されないもの)	11 (14)	1,545.0 (2,119.5)	29.0 (36.0)	10.0 (19.5)	19.0 (16.5)	0.65 (0.92)
計	199 (169)	32,056.5 (22,754.0)	637.0 (397.0)	357.5 (187.5)	279.5 (209.5)	1.12 (0.82)
45.5～100人未満	123 (99)	7,715.5 (6,556.5)	134.0 (99.0)	13.0 (6.5)	121.0 (92.5)	0.17 (0.10)
100～300人未満	58 (54)	9,807.0 (9,318.5)	191.0 (166.0)	93.0 (86.5)	98.0 (79.5)	0.95 (0.93)
300～500人未満	13 (12)	5,041.5 (4,676.5)	105.0 (89.0)	70.0 (63.0)	35.0 (26.0)	1.39 (1.35)
500～1000人未満	3 (4)	1,774.5 (2,202.5)	38.0 (43.0)	33.0 (31.5)	5.0 (11.5)	1.86 (1.43)
1000人以上	2 (0)	7,718.0 (0.0)	169.0 (0.0)	148.5 (0.0)	20.5 (0.0)	1.92 (0.00)

(注) ( )は平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

## 6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 【表6】

法定雇用率未達成企業 199 社の雇用不足数をみると、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）が 152 社で全体の 76.4%を占めている。規模別にみると、100～300 人未満規模企業では 30 社（43.1%）が 1 人不足、23 社（39.7%）が 1.5 人又は 2 人不足となっている。なお、全体では、不足数が 3 人を超えている企業が 9 社となっている。

【表6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況】

平成30年6月1日現在  
(単位:社)

雇用不足数 産業別・規模別	計	0.5又は1人	1.5又は2人	2.5又は3人	3.5又は4人	4.5又は5人	5.5又は6人	6.5人 以上
農、林、漁業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	14 (11)	13 (10)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	37 (29)	28 (23)	5 (4)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
情報通信業	10 (8)	7 (6)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業	9 (8)	6 (6)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	31 (31)	24 (23)	3 (6)	3 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
金融業、保険業	6 (4)	3 (3)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業	3 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	9 (7)	8 (5)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	8 (8)	4 (7)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、	9 (6)	6 (4)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	9 (7)	9 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療、福祉	40 (33)	33 (27)	6 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
サービス業(他に分類されないもの)	11 (14)	7 (12)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)
計	199 (169)	152 (135)	27 (22)	11 (6)	5 (2)	1 (4)	1 (0)	2 (0)
構成比 (%)	100.0 (100.0)	76.4 (79.9)	13.6 (13.0)	5.5 (3.6)	2.5 (1.2)	0.5 (2.4)	0.5 (0.0)	1.0 (0.0)
45.5～100人未満	123 (99)	121 (99)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100～300人未満	58 (54)	25 (33)	23 (14)	8 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
300～500人未満	13 (12)	4 (2)	2 (7)	2 (1)	3 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (0)
500～1000人未満	3 (4)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)
1000人以上	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)

(注) ( )は平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

## 7 公共職業安定所管内別の雇用状況 【表7】

実雇用率を前年比でみると、出雲所、石見大田所を除く各所は上昇となっている。隠岐の島所、浜田所、益田所では、県内平均実雇用率の2.40%を上回っている。

法定雇用率達成企業の割合をみると、川本所、雲南所、益田所、浜田所、隠岐の島所の順に高く、県内平均達成割合の65.9%を上回っている。

県内の雇用不足数279.5人のうち、松江所134.0人、出雲所68.0人で全体の7割以上を占めている。

【表7 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成30年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	雇用率達成企業		雇 用 不 足 数	未達成企業 のうち1人不 足の企業数
					企業数	達成割合		
松 江	235 (213)	35,248.5 (34,046.0)	821.0 (710.0)	2.33 (2.09)	145 (131)	61.7 (61.5)	134.0 (110.5)	66 (64)
隠岐の島	12 (11)	1,357.5 (1,304.0)	35.5 (25.0)	2.62 (1.92)	8 (6)	66.7 (54.5)	3.5 (5.0)	4 (4)
安 来	33 (31)	5,732.5 (5,436.0)	135.0 (122.0)	2.35 (2.24)	18 (21)	54.5 (67.7)	18.5 (13.0)	10 (7)
浜 田	61 (57)	6,743.0 (6,606.0)	215.0 (194.5)	3.19 (2.94)	46 (42)	75.4 (73.7)	19.0 (16.0)	12 (13)
川 本	14 (13)	1,611.0 (1,531.0)	36.5 (30.0)	2.27 (1.96)	12 (11)	85.7 (84.6)	3.5 (3.5)	1 (1)
出 雲	129 (116)	18,460.5 (17,150.5)	390.0 (376.5)	2.11 (2.20)	82 (82)	63.6 (70.7)	68.0 (34.5)	39 (31)
益 田	43 (36)	6,431.0 (6,066.0)	189.5 (166.0)	2.95 (2.74)	34 (27)	79.1 (75.0)	13.5 (13.5)	6 (6)
雲 南	31 (29)	3,328.5 (3,210.5)	76.0 (65.5)	2.28 (2.04)	25 (22)	80.6 (75.9)	6.0 (8.0)	5 (5)
石見大田	26 (23)	2,638.0 (2,411.0)	61.0 (58.0)	2.31 (2.41)	15 (18)	57.7 (78.3)	13.5 (5.5)	9 (4)
計	584 (529)	81,550.5 (77,761.0)	1,959.5 (1,747.5)	2.40 (2.25)	385 (360)	65.9 (68.1)	279.5 (209.5)	152 (135)

(注1) ( ) は平成29年6月1日現在の数値で、企業規模50人以上が対象。

(注2) 1人不足の企業数は、不足数が0.5人又は1人である企業が対象。

# 国、地方公共団体等における障害者の雇用状況

## 1 概況 【表8】

法定雇用率 2.5%が適用される国、地方公共団体等の機関（職員 40.0 人以上の機関）及び特殊法人等の実雇用率をみると、都道府県の機関が 1.66%で前年より 0.21 ポイント、市町村の機関は 2.55%で前年より 0.15 ポイントそれぞれ上昇した。特殊法人等が 1.90%で前年より 0.48 ポイント下降した。

また、法定雇用率 2.4%が適用される教育委員会は 2.49%で、前年より 0.2 ポイント上昇した。

【表8 国、地方公共団体等における障害者雇用状況】

平成30年6月1日現在  
(単位:人、%)

区 分	法定雇用率2.5%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
国 の 機 関	—	320,654.0 (318,467.0)	—	3,902.5 (3,711.0)	—	1.22 (1.17)
都 道 府 県 の 機 関	4,810.5 (4,766.0)	337,872.0 (336,880.0)	80.0 (69.0)	8,244.5 (7,951.5)	1.66 (1.45)	2.44 (2.36)
市 町 村 の 機 関	8,130.0 (8,124.5)	1,140,348.5 (1,130,049.5)	207.5 (195.0)	27,145.5 (25,859.0)	2.55 (2.40)	2.38 (2.29)
特殊法人等	2,157.5 (2,097.0)	432,729.0 (429,408.5)	41.0 (50.0)	11,010.0 (10,225.0)	1.90 (2.38)	2.54 (2.38)

(注) ( )は平成29年6月1日現在の数値で、法定雇用率2.3%が適用。

区 分	法定雇用率2.4%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
教育委員会	5,903.0 (5,959.5)	662,641.5 (668,289.5)	147.0 (136.5)	12,607.5 (12,337.5)	2.49 (2.29)	1.90 (1.85)

(注) ( )は平成29年6月1日現在の数値で、法定雇用率2.1%が適用。

## 2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 【表9-1-9-2】

法定雇用率 2.5%が適用される県、市町村等の機関における実雇用率を前年と比較すると、県では 0.21 ポイント上昇し 1.66%、市長部局では 0.2 ポイント下降して 2.34%、市町教育委員会では 0.14 ポイント下降し 2.87%、市公営企業部局では 0.49 ポイント上昇し 2.94%、町村長部局では 0.45 ポイント上昇し 2.73%、町村公営企業部局では 0.54 ポイント上昇し 2.87%、特殊法人等では 0.48 ポイント下降し 1.90%となった。

法定雇用率 2.4%が適用される県教育委員会は 0.2 ポイント上昇し 2.48%、松江市教育委員会は 0.36 ポイント上昇し 2.84%となっている。

雇用率未達成機関は、県の機関 2、市長部局 3、市公営企業部局 1、特殊法人 1 となっている。

【表9-1 地方公共団体等における障害者の雇用状況】

平成30年6月1日現在

(単位：人、%)

区 分	雇 用 状 況								対象機関の数				
	職 員 総 数		除 外 職 員 を 除 く 職 員 数		障 害 者 数		実 雇 用 率		全 数		う ち 達 成 機 関		
		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年	
雇 用 率  % 適 用	島根県知事部局	3,949.5	3,909.0	3,947.5	3,907.0	67.5	56.5	1.71	1.45	1	1	0	0
	島根県病院局	1,150.5	1,137.0	518.5	512.0	3.0	5.0	0.58	0.98	1	1	0	0
	島根県警察本部	1,864.5	1,863.0	344.5	347.0	9.5	7.5	2.76	2.16	1	1	1	1
	(小計)	6,964.5	6,909.0	4,810.5	4,766.0	80.0	69.0	1.66	1.45	3	3	1	1
	市長部局	5,298.5	5,250.0	4,684.5	4,667.0	109.5	110.0	2.34	2.36	8	8	5	7
	2.5 市町教育委員会	581.5	589.5	522.5	531.5	15.0	16.0	2.87	3.01	5	5	5	5
	市公営企業部局	2,087.5	2,093.5	1,258.5	1,266.5	37.0	31.0	2.94	2.45	8	8	7	8
	町村長部局	1,302.5	1,313.5	1,281.5	1,274.0	35.0	29.0	2.73	2.28	10	10	10	8
	町村公営企業部局	563.0	565.5	383.0	385.5	11.0	9.0	2.87	2.33	3	3	3	3
	(小計)	9,833.0	9,812.0	8,130.0	8,124.5	207.5	195.0	2.55	2.40	34	34	30	31
特殊法人等	3,076.5	2,993.0	2,157.5	2,097.0	41.0	50.0	1.90	2.38	2	2	1	2	
(小計)	3,076.5	2,993.0	2,157.5	2,097.0	41.0	50.0	1.90	2.38	2	2	1	2	
合計	19,874.0	19,714.0	15,098.0	14,987.5	328.5	314.0	2.18	2.10	39	39	32	34	
雇 用 率 % 適 用	2.4 島根県教育委員会	7,635.0	7,677.0	5,727.0	5,758.0	142.0	131.5	2.48	2.28	1	1	1	1
	松江市教育委員会	207.0	211.5	176.0	201.5	5.0	5.0	2.84	2.48	1	1	1	1
	合計	7,842.0	7,888.5	5,903.0	5,959.5	147.0	136.5	2.49	2.29	2	2	2	2

【表9-2 各機関における障害者の雇用状況】

平成30年6月1日現在

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)	備考
県の機関 2.5%	島根県	3,947.5	67.5	1.71	30.5	特例認定
	島根県病院局	518.5	3.0	0.58	9.0	
	島根県警察本部	344.5	9.5	2.76	0.0	
市町村等の機関 2.5%	松江市	1,182.0	29.5	2.50	0.0	
	浜田市	621.0	14.0	2.25	1.0 ※	
	出雲市	922.0	18.0	1.95	5.0	
	益田市	366.0	10.0	2.73	0.0	
	大田市	474.5	9.0	1.90	2.0 ※	
	安来市	424.0	11.0	2.59	0.0	
	江津市	295.5	9.0	3.05	0.0	
	雲南市	399.5	9.0	2.25	0.0	
	奥出雲町	220.5	6.0	2.72	0.0	
	飯南町	117.0	4.0	3.42	0.0	
	川本町	62.5	1.0	1.60	0.0	
	美郷町	112.0	3.0	2.68	0.0	
	邑南町	220.0	6.0	2.73	0.0	特例認定
	津和野町	149.5	4.0	2.68	0.0	
	吉賀町	95.0	2.0	2.11	0.0	
	海士町	68.0	1.0	1.47	0.0	
	西ノ島町	77.5	4.0	5.16	0.0	
	隠岐の島町	159.5	4.0	2.51	0.0	
	浜田市教育委員会	167.0	4.0	2.40	0.0	
	出雲市教育委員会	119.0	3.0	2.52	0.0	
	益田市教育委員会	49.0	2.0	4.08	0.0	
	大田市教育委員会	117.0	5.0	4.27	0.0	
	安来市教育委員会	70.5	1.0	1.42	0.0	
	松江市上下水道局	117.5	5.0	4.26	0.0	
	松江市交通局	51.0	2.0	3.92	0.0	
	松江市立病院	410.0	14.0	3.41	0.0	
	出雲市上下水道局	50.0	2.0	4.00	0.0	
	出雲市立総合医療センター	138.0	4.0	2.90	0.0	
	安来市立病院	102.0	2.0	1.96	0.0	
	雲南市立病院	204.5	5.0	2.44	0.0	
町立奥出雲病院	141.0	4.0	2.84	0.0		
隠岐広域連立隠岐病院	129.5	4.0	3.09	0.0		
大田市立病院	185.5	3.0	1.62	1.0 ※		
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	112.5	3.0	2.67	0.0		
教育委員会 2.4%	島根県教育委員会	5,727.0	142.0	2.48	0.0	
	松江市教育委員会	176.0	5.0	2.84	0.0	
特殊法人等 2.5%	国立大学法人島根大学	1,958.0	36.0	1.84	12.0 ※	
	公立大学法人島根県立大学	199.5	5.0	2.51	0.0	

※奥出雲町は10月1日現在、吉賀町は11月1日現在、浜田市は11月20日現在、国立大学法人島根大学は1月1日現在、大田市は4月1日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成しています。

## 参 考

### 1 島根県における障害者の状況 【表 10・11・12】

身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年 3 月 31 日現在で 33,728 人であり、前年より 2,286 人の減少となっている。

障害別にみると、肢体不自由が 18,282 人（構成比 54.2%）で最も多く、次いで内部障害 8,806 人（同 26.1%）、聴覚・平衡機能障害 3,916 人（同 11.6%）、視覚機能障害 2,289 人（同 6.8%）の順である。等級別では 1 級・2 級の重度障害者が 15,288 人で、全体の 45.3%を占めている。

年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 26,885 人で全体の 79.7%を占めている。

療育手帳所持者数は、平成 30 年 3 月 31 日現在で 7,596 人であり、前年より 105 人増加した。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30 年 3 月 31 日現在で 6,737 人であり、前年より 368 人増加した。

【表10 身体障害者手帳所持者数】

(単位:人、%)

障害	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	構成比
	視覚機能障害		789	685	160	154	300	201	2,289
聴覚・平衡機能障害		190	694	480	762	20	1,770	3,916	11.6
音声・言語・そしゃく機能障害		5	29	228	173	0	0	435	1.3
肢体不自由		3,763	2,893	3,460	5,668	1,686	812	18,282	54.2
内部障害		6,164	76	841	1,725	0	0	8,806	26.1
合 計		10,911	4,377	5,169	8,482	2,006	2,783	33,728	100.0
	構成比(%)	32.3	13.0	15.3	25.1	5.9	8.3	100.0	-
18歳未満		206	76	62	36	8	24	412	1.2
18歳～64歳		2,373	1,090	819	1,286	451	412	6,431	19.1
65歳以上		8,332	3,211	4,288	7,160	1,547	2,347	26,885	79.7

【表11 療育手帳所持者数】

(単位:人)

年 齢 区 分	重度(A)	中軽度(B)	合 計
18歳未満	365	741	1,106
18歳以上65歳未満	1,952	3,340	5,292
65歳以上	734	464	1,198
合 計	3,051	4,545	7,596

【表12 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

1級	2級	3級	合計
1,539	3,810	1,388	6,737

## 2 障害者の職業紹介状況 【表 13・14】

公共職業安定所における平成 29 年度の障害者職業紹介状況は、新規求職申込件数が 1,491 件で前年度より 6.5%増加、就職件数は 979 件で 4.0%増加した。また、就職率（就職件数／新規求職申込件数）は 65.7%で前年度より 1.5 ポイント減少した。

平成 30 年 3 月 31 日現在の登録者のうち、有効中の者は 1,640 人で、前年同期より 1.36%増加している。

【表13 障害者の職業紹介状況】

(単位:人、%)

年度	①新規求職 申込件数	②就職件数	③就職率	④期末現在登録者数			
				有効中 の者	就 業 中 の 者	保 留 中 の 者	
14	665	326	49.0	4,172	1,014	2,884	274
15	669	327	48.9	4,312	1,025	2,983	304
16	685	305	44.5	4,449	1,031	3,012	406
17	674	364	54.0	4,535	1,010	3,055	470
18	811	425	52.4	4,692	1,080	3,132	480
19	874	441	50.5	4,945	1,129	3,217	599
20	889	455	51.2	5,008	1,051	3,161	796
21	878	463	52.7	5,420	1,125	3,263	1,032
22	982	559	56.9	5,870	1,128	3,528	1,214
23	1,143	651	57.0	6,047	1,150	3,637	1,260
24	1,174	677	57.7	6,483	1,325	3,842	1,316
25	1,154	700	60.7	6,979	1,484	4,065	1,430
26	1,310	753	57.5	7,523	1,441	4,368	1,714
27	1,396	876	62.8	7,708	1,402	4,644	1,662
28	1,400	941	67.2	8,238	1,618	4,764	1,856
29	1,491	979	65.7	8,811	1,640	5,064	2,107

【表14 有効求職者の障害部位別の状況】

(単位:人)

障害部位	性 別		計	うち重度 障害者
	男	女		
身体障害者	288	136	425	193
視覚機能	19	10	29	17
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能	34	17	51	24
上肢切断機能	72	25	97	40
下肢切断機能	68	48	117	26
体幹機能	18	12	30	11
脳病変による運動機能	1	1	2	1
内部機能	76	23	99	74
知的障害者	190	117	310	11
精神障害者	469	322	793	—
発達障害者	33	16	49	—
難治性疾患患者	23	27	50	—
高次脳機能障害者	3	0	3	—
その他障害者	8	2	10	—
合 計	1014	620	1,640	204

資料:島根労働局職業対策課

※表13・14は平成30年3月31日現在

(注) 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。



### 3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 【表 15・16・17】

障害者雇用率制度の適用を受けない一般の民間企業のうち、常用労働者数が 30 人以上 45.5 人未満の規模の状況は次のとおりである。

ただし、常用労働者数 30 人以上 45.5 人未満の企業のうち、障害者の雇用状況を公共職業安定所長へ報告(任意)した 243 社の状況である。

平成30年6月1日現在

【表15 産業別障害者の雇用状況】

(単位:社、人、%)

産業別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率
農、林、漁業	6	200.0	2.0	1.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	39.5	0.0	0.00
建設業	35	1,310.5	16.0	1.22
製造業	45	1,663.0	106.0	6.37
電気・ガス・熱供給・水道業	1	36.0	0.0	0.00
情報通信業	4	149.0	0.0	0.00
運輸業、郵便業	16	581.5	9.0	1.55
卸売業、小売業	41	1,558.0	8.5	0.55
金融業、保険業	1	43.0	0.0	0.00
不動産業、物品賃貸業	3	105.5	6.0	5.69
学術研究、専門・技術サービス業	9	337.0	2.5	0.74
宿泊業、飲食サービス業	8	284.5	1.5	0.53
生活関連サービス業、娯楽業	5	175.5	0.0	0.00
教育、学習支援業	5	178.5	0.0	0.00
医療、福祉	43	1,637.5	49.0	2.99
複合サービス事業	1	31.0	1.0	3.23
サービス業(他に分類されないもの)	19	683.0	14.0	2.05
計	243	9,013.0	215.5	2.39

【表16 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成30年6月1日現在

(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率
松江	71	2,622.0	67.0	2.56
(隠岐の島)	6	239.5	1.5	0.63
(安来)	7	265.0	11.5	4.34
浜田	39	1,409.0	44.0	3.12
(川本)	6	230.0	6.0	2.61
出雲	55	2,036.5	18.5	0.91
益田	24	932.0	44.0	4.72
雲南	24	880.5	15.5	1.76
石見大田	11	398.5	7.5	1.88
計	243	9,013.0	215.5	2.39

【表17 障害者を雇用している企業の状況】

(単位:社、%)

項目	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
産業別			
農、林、漁業	6	2	33.3
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0.0
建設業	35	11	31.4
製造業	45	25	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0.0
情報通信業	4	0	0.0
運輸業、郵便業	16	4	25.0
卸売業、小売業	41	7	17.1
金融業、保険業	1	0	0.0
不動産業、物品賃貸業	3	3	100.0
学術研究、専門・ 技術サービス業	9	3	33.3
宿泊業、飲食サービス業	8	2	25.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	0	0.0
教育、学習支援業	5	0	0.0
医療、福祉	43	17	39.5
複合サービス事業	1	1	100.0
サービス業(他に 分類されないもの)	19	6	31.6
計	243	81	33.3

(単位:社、%)

項目 安定所別	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
松江	71	25	35.2
(隠岐の島)	6	2	33.3
(安来)	7	2	28.6
浜田	39	8	20.5
(川本)	6	4	66.7
出雲	55	13	23.6
益田	24	12	50.0
雲南	24	9	37.5
石見大田	11	6	54.5
計	243	81	33.3

#### 4 障害者の法定雇用率について

平成 30 年 4 月 1 日から、障害者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率		
	平成 10 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～
民間企業	1. 8% ⇒	2. 0%⇒	2. 2%
国、地方公共団体	2. 1% ⇒	2. 3%⇒	2. 5%
都道府県等の 教育委員会	2. 0% ⇒	2. 2%⇒	2. 4%

※ 平成 33 年 4 月までには、更に 0.1%引き上げとなります。

##### ○ 雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める対象障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

この法律では、法定雇用率は「労働者\*の総数に占める対象障害者である労働者\*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも 5 年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。

##### ○ 障害者を雇用しなければならない事業主の範囲について

民間企業における現在の法定雇用率では、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲は、従業員 **45.5 人以上**となっています。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ① 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ② 障害者雇用推進者\*を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務とは

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
  - ・ 障害者の雇用状況の報告
  - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届出
- など

##### ○ 障害者雇用納付金制度について

平成 27 年 4 月から「改正障害者雇用納付金制度」が施行され、常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業も納付金の対象となったことから申告の必要があります。

## 5 除外率一覧表

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5 %
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10 %
・非鉄金属第1次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15 %
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20 %
・港湾運送業	25 %
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30 %
・林業(狩猟業を除く。)	35 %
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40 %
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45 %
・石炭・亜炭鉱業	50 %
・道路旅客運送業 ・小学校	55 %
・幼稚園、幼保連携型認定こども園	60 %
・船員等による船舶運航等の事業	80 %

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度で、平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務に限定することとしています。

なお、旧除外職員の多い機関については、段階的に除外率を引き下げることとなっています。

発 行

厚生労働省  
島根労働局職業安定部職業対策課

〒690-0841  
松江市向島町 134-10  
松江地方合同庁舎 5階  
電話 (0852)20-7021  
FAX (0852)20-7025

島根労働局ホームページ  
<http://shimane-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>